

令和2年7月9日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長許可業者が収集する(家庭ごみ)アパート・マンションから排出される
資源ごみ及び容器包装プラスチックの適正な搬入について(通知)

本市が各焼却工場に設置する、「資源ごみコンテナ」「スプレー缶専用容器」「容器包装プラスチックコンテナ」への適正搬入に関して、昨年度より再三再四にわたり、従業員等への指導の徹底について通知をしているにも関わらず、**搬入不適物や産業廃棄物**が頻繁に発見され、適正処理に支障をきたしている。

先に、本市では、高精度の監視カメラを増設し、映像確認や巡視を強化し、不適物の投入が疑われる場合については来庁を要請し事情聴取を行っている。

また、不適物の投入を確認した場合は、違反者に対し厳しく指導(処分)していくので、あらためて、従業員教育を徹底するよう通知する。

記

搬入不適物(例)

○中身の入ったスプレー缶、カセットボンベ類、塗料スプレー(ラッカー等)

→家庭から出されたものであって、中身が入ったものは受入不可

必ず使い切った空の状態での搬入すること

→事業所から出されたものは、**産業廃棄物**として処理(本市施設受入不可)

○事業所から出された、発砲スチロール、ト口箱、プラ製弁当箱、緩衝材等

→事業所から出されたものは、**産業廃棄物**として処理(本市施設受入不可)

○消火器、カーペット等の投入を認めた廃棄物以外の廃棄物

→資源ごみ・容器包装プラスチック以外のものは、一般廃棄物・産業廃棄物として、

適切に処理すること

一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱(抄)

第2条 許可業者は、処理施設へ搬入する際には、規則第10条に規定する搬入基準及び大阪広域環境施設組合(以下「一部事務組合」という。)が定める受入基準に従って搬入しなければならない。

2 規則第16条第2号の規定に基づく規則第10条第4号の市長の指示は、次のとおりとする。

(19) 資源ごみ及び容器包装プラスチックごみの専用コンテナ等には、投入を認めた廃棄物以外の廃棄物を投入しないこと。